

証券コード 4168
2026年3月11日
(電子提供措置の開始日2026年3月5日)

株 主 各 位

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー41階
株 式 会 社 ヤ プ リ
代表取締役社長CEO 庵原保文

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第13回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://yapli.co.jp/ir/stock/meeting/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コード（4168）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

書面（郵送）又はインターネットによる議決権の事前行使をご検討の場合には、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記のご案内に従って、2026年3月26日（木曜日）午後7時までに議決権を行使いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月27日（金曜日）午前11時
（受付開始：午前10時30分）
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー41階オフィス
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください
3. 目的事項
報告事項
1. 第13期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第13期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役4名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあつた
ての決定事項
- (1) 書面（郵送）による議決権行使について
本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2026年3月26日（木曜日）午後7時までには到着するようご返送ください。ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
 - (2) インターネットによる議決権行使について
パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否を2026年3月26日（木曜日）午後7時までにご入力ください。なお、行使の方法の詳細につきましては、5頁及び6頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照くださいますようお願い申し上げます。
 - (3) 議決権の重複行使の取扱いについて
書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本定時株主総会においては、株主様からの書面交付請求の有無にかかわらず、一律に株主総会資料を書面でお送りしており、お送りしている書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任するに限られます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

行使期限 2026年3月26日（木曜日）
午後7時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



(1) パソコンをご利用の方
議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

行使期限 2026年3月26日（木曜日）
午後7時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

※ 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

株主総会にご出席される場合



ご来場される場合には、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2026年3月27日（金曜日）
午前11時（受付開始：午前10時30分）



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

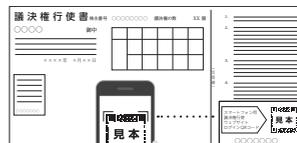
2026年3月26日（木曜日）
午後7時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書はイメージです。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。なお、当該取締役候補者は、諮問機関である指名・報酬委員会の答申に基づき取締役会で取締役候補者として決定いたしました。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	い 庵 原 保 文 (1977年2月28日)	2001年4月 トランスワールドジャパン株式会社入社 2006年2月 ヤフー株式会社（現 LINE ヤフー株式会社）入社 2010年11月 シティバンク銀行株式会社入行 2013年2月 当社設立 代表取締役社長 CEO就任（現任） 2024年9月 フラー株式会社 社外取締役就任（現任） 2025年11月 株式会社チューズモンスター（現 株式会社ヤプリフードコネクト）取締役就任（現任）	2,067,100株
2	さ の ま さ ふ み 佐 野 将 史 (1983年11月27日)	2008年4月 ヤフー株式会社（現 LINE ヤフー株式会社）入社 2013年2月 当社設立 取締役CTO就任 2022年1月 当社取締役（現任）	2,067,100株
3	さ とう げん き 紀 佐 藤 源 紀 (1983年7月30日)	2010年4月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2016年12月 株式会社Kyash入社 2018年6月 当社入社 2019年1月 当社プロダクト開発本部プラットフォーム開発部長就任 2021年1月 当社プロダクト開発本部長就任 2022年1月 当社執行役員CTO就任 2023年3月 当社取締役執行役員CTO就任（現任） 2024年7月 当社開発統括本部長就任（現任） 2026年1月 当社システム本部長就任（現任）	—

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	おく もと なお こ 奥 本 直 子 (1967年2月4日)	2017年1月 Amber Bridge Partners LLC (米国カリフォルニア 州) 設立CEO (現任) 2017年7月 Mistletoe USA (米国カリ フォルニア州) マネージ ング・ディレクター就任 2018年3月 EdCast, Inc. (米国カリフォ ルニア州) 社外取締役就任 2018年5月 Zコーポレーション株式会 社 エグゼクティブ・アドバイザ ー就任 2019年2月 CoinDesk Japan株式会 社 社外取締役就任 2019年12月 S4 Capital Plc (英国) 社外 取締役就任 (現任) 2020年4月 FiscalNote Holdings, Inc. (米国ワシントンDC) シニ ア・アドバイザー就任 2020年7月 Transformative Technology Lab (米国カリフォルニア 州) アドバイザリー・ボード メンバー就任 2021年12月 Niremia Collective, LLC (米 国カリフォルニア州) 設立共 同創業者兼マネージング・パ ートナー就任 (現任) 2024年3月 当社社外取締役就任 (現任) 2025年7月 TNL Mediagene (ケイマン 諸島) 社外取締役就任 (現 任)	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 奥本直子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 庵原保文氏及び佐野将史氏を取締役候補者とした理由は以下のとおりであり
ます。両氏は、当社創業者として強いリーダーシップを発揮し、長年にわたり当
社ビジネスの発展に尽力してまいりました。かかる実績を踏まえ、引き続き各
氏は当社のさらなる成長と企業価値向上を実現するために重要な存在であると
判断したため、選任をお願いするものであります。
4. 佐藤源紀氏を取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。同氏は、
2018年に当社に入社後、これまでの知見や技術、経験を生かし「Yappli」の
技術及び開発組織の強化に携わり、会社の成長に大きく貢献してまいりまし
た。現在は取締役執行役員CTO (最高技術責任者)として、開発統括本部を
率い、開発組織の運営や開発案件の進行に尽力しております。当社での幅広い

- 業務経験と実績、事業運営に関する知見を有し、当社取締役執行役員CTO（最高技術責任者）として適切に責任を果たしてまいりました。かかる実績を踏まえ、引き続き同氏は当社のさらなる成長と企業価値向上を実現するために重要な人材と判断したため、選任をお願いするものであります。
5. 奥本直子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は以下のとおりであります。同氏は、数多くの日米企業の事業戦略、事業開発、プロダクト開発に従事しており、特にウェルビーイング・テックについて豊富な知見を有しております。同氏には、当該知見を活かして、2024年3月から当社の社外取締役としてグローバルレベルでの事業戦略やプロダクト開発について、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただいております。当社のガバナンスの向上及び事業拡大のために重要な人材と判断したため、選任をお願いするものであります。
 6. 奥本直子氏は、現在当社の社外取締役であるところ、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
 7. 当社は奥本直子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 8. 奥本直子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
 9. 当社は、保険会社との間で全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等を補填することとしており、本議案候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役2名選任の件

現任の監査役のうち、監査役丸山みさえ氏及び監査役伊藤真愛氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	丸山みさえ (1970年7月13日)	1993年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2011年12月 丸山みさえ公認会計士事務所代表就任（現任） 2021年8月 株式会社スリーシェイク監査役就任 2022年3月 当社社外監査役就任（現任） 2023年5月 ディップ株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2024年6月 あゆみ製薬ホールディングス株式会社社外監査役（現任） 2025年6月 太陽ホールディングス株式会社社外取締役就任（現任）	—
2	伊藤真愛 (1989年8月24日)	2015年12月 長島・大野・常松法律事務所入所 2018年12月 青山総合法律事務所入所 パートナー弁護士（現任） 2019年5月 エイベックス株式会社出向 2021年5月 freee株式会社出向 2022年3月 当社社外監査役就任（現任） 2022年11月 株式会社ADDIX社外監査役就任 2024年12月 株式会社CLUE社外監査役（現任） 2025年3月 X Mile株式会社社外監査役（現任）	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 丸山みさえ氏及び伊藤真愛氏は、社外監査役候補者であります。
3. 丸山みさえ氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない者に該当しますが、公認会計士として培われた専門的な知識・経験を有するため、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。これらの専門的な知識・経験を活かし、当社監査体制の強化に引き続き貢献していただくべく、選任をお願いするものであります。
4. 伊藤真愛氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない者に該当しますが、渉外法務及び会社法務全般の分野に関する豊富な知識と経験を有するため、社外監査役としての職務を適切に遂

- 行できるものと判断しております。当社のコーポレートガバナンス体制の強化のため、これらの豊富な知識と経験に基づく専門的な見地からの監査を引き続き実施していただくべく、選任をお願いするものであります。
5. 丸山みさえ氏及び伊藤真愛氏は、現在当社の社外監査役であるところ、社外監査役としての在任期間は、両氏とも本総会の終結の時をもって4年となります。
 6. 当社は、丸山みさえ氏と伊藤真愛氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 7. 当社は、丸山みさえ氏及び伊藤真愛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
 8. 当社は、保険会社との間で全ての監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等を補填することとしており、本議案候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2020年3月27日開催の第7回定時株主総会において、年額500,000千円以内（但し、使用人分給与を含みません。）とする旨の承認がなされており、また、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、かかる報酬枠とは別にストック・オプションとしての新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を年額1,000,000千円以内とする旨の承認がなされております（なお、本新株予約権の具体的な内容は、2021年3月30日開催の第8回定時株主総会において承認がなされております。）。今般、対象取締役に更なる当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の各報酬枠とは別枠で、対象取締役にに対し、以下のとおり、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつきご承認をお願いいたします。

なお、本議案が承認可決された場合には、当社の取締役に対する新株予約権に関する報酬枠（年額1,000,000千円以内）を改定し、年額500,000千円以内へと減額することといたします。

本議案に基づき対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額500,000千円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は年854,700株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限は合理的に調整されるものとします。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

なお、第1号議案「取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は3名となります。

本議案は、下記（ご参考）記載の「取締役の個人別の報酬の内容に係る方針」に沿って報酬を支給するために必要かつ合理的な内容になっていますので、本議

案の内容は相当であると判断しております。

本議案による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、当社の取締役会が定める期間（１年以上とし、以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

（２）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、各譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に取締役の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、本割当契約及び当社の定める譲渡制限付株式報酬規程の定める内容に調整するものとする。

（３）本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（２）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取り扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的

に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

(ご参考) 取締役の個人別の報酬の内容に係る方針

2026年2月13日開催の取締役会において、取締役（社外取締役を除きます。）の個人別の報酬の内容に係る方針を以下のとおり決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、当社の業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等（譲渡制限付株式及びストックオプションとしての新株予約権）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役に求められる職責及び能力を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は譲渡制限付株式及びストックオプションとしての新株予約権とする。譲渡制限付株式及び新株予約権の内容、個数、付与する時期、条件等は、当社の業績向上に貢献し、かつ、それが株式市場にて評価されることに対するインセンティブ機能を果たすことになるように、指名・報酬委員会にて検討を行う。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、譲渡制限付株式及び新株予約権の内容、個数、付与する時期、条件等を決定する。

4. 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会にて検討を行う。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、その割合を決定する。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会の答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重し報酬額を決定することとする。

以 上

事業報告

(2025年 1月 1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費活動の回復やインバウンド需要の拡大等の景気回復の兆しが見られる一方で、物価上昇や円安状況の長引き、また労働人口の縮小による人件費の高騰も顕著になり、先行きが不透明な状況が継続しました。しかし、このような経済環境の中、企業はデジタル化を引き続き促進しており、IT技術を使った生産性や効率化への投資は安定して推移し、当社グループが属するソフトウェア業界の重要性はますます高まっております。

当社は、「デジタルを簡単に、社会を豊かに」というミッションのもと、ノーコード（プログラミング不要）で誰でも簡単にスマートフォンアプリの開発・運用ができるプラットフォーム「Yappli」及び、AIを活用してウェブ運用を行うことができるシステム「Yappli WebX」を提供しております。

「Yappli」は、従来のアプリ開発における課題を解決し、企業が自ら効率的にアプリを運用できる仕組みを提供することで、より高い成果を生み出せるようになります。一方、「Yappli WebX」は、AIによるデザイン支援機能を備え、専門知識を必要とせずノーコードでウェブ構築を実現しております。これにより、アプリからウェブまで一貫した開発・運用・分析を行うプラットフォームを提供することが可能となり、企業のデジタル活用を強力に支援しております。

さらに、2025年11月には株式会社ヤプリフードコネクト（旧株式会社チューズモンスター）を子会社化し、LINEミニアプリ市場へ本格参入いたしました。これにより、同社が展開する「Yappli MobileOrder」をラインナップに加えるとともに、近年著しい成長を遂げているLINEミニアプリ市場での事業基盤を構築いたしました。これらの取り組みにより、当社グループはアプリからウェブまでのデジタル接点全体を統合管理する「デジタルエクスペリエンスプラットフォーム（Digital Experience

Platform) 」へと進化し、多様化する企業のデジタルニーズに対応した包括的なソリューションを提供することで、持続的な成長基盤の構築を進めております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高6,056,126千円、営業利益882,764千円、経常利益877,754千円、親会社株主に帰属する当期純利益920,605千円となりました。

なお、当社グループはアプリ運営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当期の期末配当金につきましては、2026年2月13日開催の取締役会におきまして、1株につき7円とさせていただきます。

この結果、中間配当金6円と合わせた当期の年間配当金は、1株につき13円となります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は581千円であり、主に展示会用の撮影機器によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、該当事項はございません。

(2)財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (2022年12月期)	第 11 期 (2023年12月期)	第 12 期 (2024年12月期)	第 13 期 (当連結会計年度 (2025年12月期))
売 上 高(千円)	—	—	—	6,056,126
経 常 利 益(千円)	—	—	—	877,754
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益(千円)	—	—	—	920,605
1 株 当 た り 当 期 純 利 益(円)	—	—	—	71.90
総 資 産(千円)	—	—	—	4,736,613
純 資 産(千円)	—	—	—	2,961,362
1 株 当 た り 純 資 産(円)	—	—	—	220.68

(注) 当社では、第13期から連結計算書類を作成しているため、第12期以前の各数値については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (2022年12月期)	第 11 期 (2023年12月期)	第 12 期 (2024年12月期)	第 13 期 (当事業年度) (2025年12月期)
売 上 高(千円)	4,142,434	4,864,465	5,511,193	6,056,126
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失(千円)	△824,984	254,408	548,176	882,444
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失(千円)	△941,138	△74,079	748,542	932,235
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失(円)	△74.87	△5.83	57.75	72.81
総 資 産(千円)	2,843,568	2,814,352	4,067,456	4,682,642
純 資 産(千円)	1,344,026	1,360,059	2,188,454	2,955,797
1 株 当 た り 純 資 産(円)	106.24	104.81	162.58	221.50

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ヤプリ フードコネクト	5,010千円	51.4%	LINEミニアプリの開発・販売、LINE公式アカウントの運用支援

- (注) 1. 2025年11月28日に株式会社チューズモンスターの株式51.4%を取得し、同社を連結子会社といたしました。
2. 2025年12月12日付で、当社の連結子会社である株式会社チューズモンスターは、商号を株式会社ヤプリフードコネクトに変更しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「デジタルを簡単に、社会を豊かに」というミッションのもと、持続的な企業価値向上に向けて、以下の課題に重点的に取り組んでまいります。

① 既存製品の強化と顧客基盤の安定化

主力製品であるアプリ開発プラットフォーム「Yappli」において、市場競争の激化や顧客ニーズの高度化に対応するため、継続的な機能拡充を推進いたします。具体的には、AIを活用した運用アシスト、データ分析機能の強化、外部サービスとのインテグレーション拡充など、重点領域における開発投資を継続し、プロダクト価値を最大化します。また、カスタマーサクセスや開発体制の強化などを通じて、解約率の低水準での安定維持を図ります。これら既存事業の強固な収益基盤を背景に、売上高成長と利益成長を両立する「バランス型の成長」に努めてまいります。

② マルチプロダクト戦略の推進による提供価値の拡張

アプリ以外のチャネルへもソリューションを拡大し、「デジタルエクスペリエンスプラットフォーム(DXP)」の推進を通じた、マルチプロダクト化の推進と、顧客のLTV(顧客生涯価値)最大化を図ります。ウェブ構築プラットフォーム「Yappli WebX」を本格的な成長フェーズへと移行させるとともに、株式会社ヤプリフードコネクト(旧株式会社チューズモ

ンスター)の子会社化に伴い、飲食業界向け「Yappli MobileOrder」の提供を開始します。今後も隣接領域におけるM&Aや資本提携を機動的に行い、プロダクトラインナップの拡充やプロダクト間のクロスセルの加速、及び広告宣伝費など投資対効果の向上を図ることで、持続的な収益性の向上に努めてまいります。

③ 事業領域に合わせたソリューション戦略の深化

マーケティング領域とHR領域の2つの柱において、それぞれの市場環境に即した戦略を展開します。マーケティング領域においては、エンタープライズ企業に対して、ターゲット層に応じた戦略的なアプローチにより、既存システムからのリプレイス提案を強化するなど、規模別の戦略的アプローチを取り、シェア拡大を目指します。HR領域においては、「UNITE by Yappli」を軸に、人的資本開示の流れを受けた従業員エンゲージメント向上の需要を取り込みます。専門組織によるスコア改善に直結する運用モデルの確立と、大企業を中心とした導入拡大を推進します。

④ 持続的成長を支える優秀な人材の採用・育成と環境整備

当社の成長の源泉は「人」であり、人的資本への投資を最優先事項の一つとして捉えております。ここ数年、採用が順調に進み、従業員数も増えておりますが、採用だけでなく、リーダーシップ研修や技術力向上を目的とした教育機会を拡充し、個の成長を組織の成長へ繋げます。また、事業規模拡大への対応や働きやすさ向上のため、就業環境の再構築に向けた投資を行うとともに、多様なライフステージにある社員が最大限に能力を発揮できるよう、独自の支援制度・サポート体制の整備も継続してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事業区分	事業内容
アプリ運営プラットフォーム事業	Yappli、Yappli CRM、Yappli WebX及びUNITE by Yappli等ソリューションの企画・開発・販売

(6) 主要な事業所 (2025年12月31日現在)

会社名	区分	名称	所在地
株式会社ヤプリ	当社	本社	東京都港区
		大阪支社	大阪府大阪市北区
		福岡支社	福岡県福岡市中央区
株式会社ヤプリフードコネクト	連結子会社	本社	福岡県福岡市中央区

(7) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末 比 増 減
294 (5) 名	—

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマーを含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）内にて外数で記載しております。
2. 当社グループはアプリ運営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 当連結会計年度より企業集団の従業員の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末 比 増 減	平均年齢	平均勤続年数
290 (5) 名	22名増 (1名増)	35.5歳	3.8年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマーを含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）内にて外数で記載しております。
2. 当社はアプリ運営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額 (千 円)
株式会社日本政策金融公庫	517,480
株式会社みずほ銀行	324,806
株式会社りそな銀行	210,000
株式会社商工組合中央金庫	100,000
株式会社福岡銀行	10,525

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年11月28日に株式会社チューズモンスターの株式5,300株（2025年12月31日現在の同社の発行済株式総数10,309株の51.4%）を130,194千円で取得し連結子会社といたしました。

なお、2025年12月12日付で同社は、商号を株式会社ヤプリフードコネクトに変更しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年12月31日現在）

① 発行可能株式総数 43,754,400株

② 発行済株式の総数 12,984,800株

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は13,200株増加しております。

③ 株主数 8,584名

④ 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
庵原保文	2,067,100	16.18
佐野将史	2,067,100	16.18
黒田真澄	650,900	5.09
木下圭一郎	347,500	2.72
株式会社SBI証券	279,828	2.19
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	273,800	2.14
セントラル短資株式会社	260,000	2.04
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	191,200	1.50
株式会社ばんせい総合研究所	152,000	1.19
野村證券株式会社	126,800	0.99

(注) 1. 当社は、自己株式を209,034株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 7 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2022年3月17日
新 株 予 約 権 の 数		1,243個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 新 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 124,300株 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 228,400円 (1株当たり 2,284円)
権 利 行 使 期 間		2024年3月26日から 2032年3月16日まで
行 使 の 条 件		(注) 1, 2, 3, 4
役 員 状 況 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 58個 (注) 5 目的となる株式数 5,800株 (注) 5 保有者数 2名 (注) 5
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	監 査 役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

- (注) 1. 本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社関連会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではない。
2. 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
3. 本新株予約権1個の分割行使はできない。
4. 本新株予約権者は、2023年12月期から2026年12月期までの期間において、いずれかの四半期会計期間における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、17.5億円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。
5. 本新株予約権は全て取締役就任前に付与されたものであります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 C E O	庵 原 保 文	フラール株式会社社外取締役 株式会社ヤプリフードコネクト取締役
取 締 役	佐 野 将 史	
取締役執行役員 C O O	山 本 崇 博	当社ビジネス統括本部長
取締役執行役員 C T O	佐 藤 源 紀	当社開発統括本部長兼プロダクト開発本部長
取 締 役	本 間 浩 輔	立教大学大学院経営学専攻リーダーシップ開発コース客員教授 株式会社パーソル総合研究所社外取締役会長 株式会社朝日新聞社社外取締役 株式会社くふうカンパニーホールディングス社外取締役
取 締 役	奥 本 直 子	Amber Bridge Partners LLC (米国カリフォルニア州) CEO S4 Capital Plc (英国) 社外取締役 Niremia Collective, LLC 共同創業者兼マネージング・パートナー TNL Mediagene (ケイマン諸島) 社外取締役
常 勤 監 査 役	丸 山 み さ え	丸山みさえ公認会計士事務所代表 ディップ株式会社社外取締役 (監査等委員) あゆみ製薬ホールディングス株式会社社外監査役 太陽ホールディングス株式会社社外取締役
監 査 役	石 川 大 祐	石川公認会計士事務所代表 株式会社アンドビー代表取締役 株式会社エータイ社外取締役
監 査 役	伊 藤 真 愛	青山総合法律事務所パートナー弁護士 株式会社CLUE社外監査役 X Mile株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役本間浩輔氏及び奥本直子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役丸山みさえ氏、監査役石川大祐氏及び伊藤真愛氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役丸山みさえ氏及び監査役石川大祐氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役伊藤真愛氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役本間浩輔氏及び奥本直子氏、常勤監査役丸山みさえ氏、監査役石川大祐氏及び伊藤真愛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務に関する損害賠償請求が填補されることとなります。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害等については、これらを填補の対象外としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

1. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において任意の指名・報酬委員会の設立を決議し、当該指名・報酬委員会における答申内容を踏まえ、2022年3月29日開催の取締役会及び2023年11月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、当社の業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及びストックオプションとしての新株予約権により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、各取締役に求められる職責及び能力を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等はストックオプションとしての新株予約権とし、当社の業績向上に貢献し、かつ、それが株式市場にて評価されることに対するインセンティブ機能を果たすことになるように、新株予約権の内容、個数、付与する時期、条件等について、指名・報酬委員会にて検討を行う。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、新株予約権の内容、個数、付与する時期、条件等を決定する。

二. 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会にて検討を行う。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、その割合を決定する。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、当社業績を勘案しつつ各取締役の担当職務の遂行状況等の評価を行うには代表取締役社長が適していることから取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会の答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重し報酬額を決定することとする。

2. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	107,952 (12,000)	107,952 (12,000)	- (-)	- (-)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	18,207 (18,207)	18,207 (18,207)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	126,159 (30,207)	126,159 (30,207)	- (-)	- (-)	9 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2020年3月27日開催の第7回定時株主総会（決議当時の取締役員数は7名）において、年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は、2020年3月27日開催の第7回定時株主総会（決議当時の監査役員数は2名）において、年額50,000千円以内と決議されております。
3. 取締役会は、代表取締役社長CEO庵原保文氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社業績を勘案しつつ各取締役の担当職務の遂行状況等の評価を行うには代表取締役社長CEOが適していると判断したためです。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外役員に関する他の法人等の重要な兼職状況については、「2. 会社の現況（3）会社役員の状況①取締役及び監査役の状況（2025年12月31日現在）」に記載のとおりであります。
- ・ 取締役本間浩輔氏
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 取締役奥本直子氏
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役丸山みさえ氏
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役石川大祐氏
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役伊藤真愛氏
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役에게期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	本間浩輔	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の経営に対する有益な意見を述べる等、取締役として意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、独立した立場で当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役	奥本直子	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の経営に対する有益な意見を述べる等、取締役として意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、独立した立場で当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役	丸山みさえ	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	石川大祐	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	伊藤真愛	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,870
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,020

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意する判断をいたしました。
3. 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、前事業年度の監査に係る追加報酬4,150千円が含まれております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
 - (b) 取締役は、毎月の定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
 - (c) 基本行動理念を定め、取締役及び使用人の企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
 - (d) 取締役及び使用人に対し、「コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
 - (e) コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
 - (f) 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
 - (g) 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
 - (h) 使用人に対し、必要な研修を定期的実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 情報資産を保護し正確かつ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
 - (b) 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、経営管理本部がリスク管理の主管部門として、「リスク管理規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。
 - (b) 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、「職務権限表」に基づき、チェック機能を備えた上での迅速かつ効率的な意思決定を実現する。
 - (b) 決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。
 - (c) 組織及び部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率の向上に努める。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 子会社に対して、子会社の取締役又は監査役として当社役員を派遣し、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行状況を管理・監督する。
 - (b) 子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において、事前に審議し、事後に報告を受ける。
 - (c) 内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を行う。
 - (d) 監査役は、当社の取締役及び使用人から、子会社管理の状況について報告又は説明を受け、必要に応じ、子会社に対し、事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 監査役から、監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、監査役と協議のうえ、管理部門に在籍する使用人の中からス

スタッフを任命し、当該補助に当たらせる。

- (b) 当該使用人が監査役の職務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。
- (c) 補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の同意を得るものとする。

⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

(a) 重要会議への出席

監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(b) 取締役の報告義務

- i. 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。
- ii. 取締役は監査役に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。
 - ・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
 - ・業績及び業績見通しの内容
 - ・内部監査の内容及び結果
 - ・内部通報制度に基づく情報提供の状況
 - ・行政処分の内容
 - ・前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項

(c) 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

- i. 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ii. 重大な法令又は定款違反の事実

⑧ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前⑦ (b) (c) の報告をした者に対して、監査役へ当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、監査費用の前払い等の請求があった場合は、速やかに当該費用の支給を行うものとする。
- ⑩ その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 代表取締役、会計監査人等と監査役の連携
代表取締役、会計監査人、内部監査部門等は、監査役会又は監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。
- (b) 外部専門家の起用
監査役会又は監査役が監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。
- (c) 社外監査役の起用
監査役会には、法令に従い社外監査役を含めるものとし、公正かつ透明性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役2名）で構成され、重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行の監督を行っております。当社は原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができるよう努めております。

② 監査役の監査

当社は、監査役会制度を採用しております。当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、全員が社外監査役であります。監査役会は、原則月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査に必要な情報の共有を図っております。なお、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、各部門へのヒアリング等により経営全般に対して幅広く監査を行っております。

また、内部監査担当者及び会計監査人と情報交換や意見交換を行う等、連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

③ 内部監査の実施

内部監査担当者は監査結果及び改善事項の報告を代表取締役に対して行い、各部門に改善事項の通知と改善状況のフォローアップを行う体制を構築しております。

また、内部監査担当者、監査役及び会計監査人は、定期的に情報交換や意見交換を行う等、連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

④ コンプライアンス及びリスク管理

当社では、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会が中心となり、経営に悪影響を与える事項又はその恐れのある事項の情報収集を行い、リスクの早期発見及び防止に努めております。また、必要に応じて、弁護士等の専門家から指導・助言を受ける体制を構築しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な成長と収益力の向上を通じた株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置づけており、中長期的な成長投資とのバランスを適切に図りつつ、利益成長に応じた安定的かつ持続的な株主還元の実現を基本方針としております。

当事業年度の配当につきましては、1株当たり年間13円（中間配当金6円、期末配当金7円）といたしました。なお、当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。また、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としておりますが、中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得につきましては、業績動向や財務状況、株価水準等を総合的に勘案し、将来の成長投資に備えた内部留保を確保しながら、適切なタイミングで機動的に実施する方針です。当事業年度においては、自己株式208,910株（取得価額総額149,977千円）を取得いたしました。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,283,811	流動負債	841,776
現金及び預金	2,204,480	買掛金	32,394
売掛金	740,772	1年内返済予定の長期借入金	232,224
仕掛品	35,792	未払金	390,362
前払費用	307,227	未払法人税等	5,883
その他	1,133	契約負債	36,186
貸倒引当金	△5,595	その他	144,724
固定資産	1,452,801	固定負債	933,473
有形固定資産	103,315	長期借入金	930,587
建物及び構築物	97,639	繰延税金負債	2,886
車両運搬具	2,500	負債合計	1,775,250
工具、器具及び備品	3,175	(純資産の部)	
無形固定資産	113,136	株主資本	2,819,327
のれん	113,136	資本金	58,886
投資その他の資産	1,236,348	資本剰余金	1,317,041
投資有価証券	499,097	利益剰余金	1,593,645
繰延税金資産	479,594	自己株式	△150,244
その他	257,656	新株予約権	125,914
		非支配株主持分	16,120
		純資産合計	2,961,362
資産合計	4,736,613	負債純資産合計	4,736,613

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,056,126
売 上 原 価		2,029,841
売 上 総 利 益		4,026,285
販売費及び一般管理費		3,143,520
営 業 利 益		882,764
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,392	
受 取 手 数 料	1,333	
協 賛 金 収 入	3,000	
受 取 和 解 金	1,525	
持分法による投資利益	2,504	
そ の 他	299	11,055
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,984	
支 払 手 数 料	2,248	
そ の 他	833	16,065
経 常 利 益		877,754
特 別 利 益		
新株予約権戻入益	456	456
特 別 損 失		
持分変動損失	729	729
税金等調整前当期純利益		877,480
法人税、住民税及び事業税	6,671	
法人税等調整額	△49,795	△43,124
当 期 純 利 益		920,605
親会社株主に帰属する当期純利益		920,605

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年 1 月 1 日から)
(2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計			
当連結会計年度 期首残高	51,252	1,309,407	749,617	△267	2,110,009	79,519	-	2,189,529
当連結会計年度 変動額								
新株予約権の 行使	7,633	7,633			15,267			15,267
剰余金の配当			△76,577		△76,577			△76,577
親会社株主に帰 属する当期 純利益			920,605		920,605			920,605
自己株式の取得				△149,977	△149,977			△149,977
株主資本以外の項目の 当連結会計年度 変動額（純額）						46,394	16,120	62,515
当連結会計年度 変動額合計	7,633	7,633	844,027	△149,977	709,317	46,394	16,120	771,833
当連結会計年度 末残高	58,886	1,317,041	1,593,645	△150,244	2,819,327	125,914	16,120	2,961,362

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社ヤプリフードコネクト

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 1社

会社名 フラー株式会社

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。

連結の範囲の変更

当連結会計年度において、株式会社ヤプリフードコネクトの株式を取得し子会社化したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

・建物及び構築物

定額法を採用しております。

・車両運搬具

定率法を採用しております。

・工具、器具及び備品

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～18年

車両運搬具 2年～6年

工具、器具及び備品 4年～10年

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、アプリ運営プラットフォーム事業において、顧客との契約から生じる収益は、サービスを継続的に提供することにより生じる「月額利用料」と、それに付随する初期制作収入等による各種導入支援の「その他」があります。

「月額利用料」についてはサービスを契約期間にわたり継続的に提供する取引であると判断しており、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。

「その他」のうち、初期制作については設定代行等の一時的なスポット作業を完了することで、履行義務を充足する取引であると判断しており、一時点で収益を認識しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で均等償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	479,594千円
--------	-----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(a) 見積りの算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に基づき、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識しております。

(b) 見積りの算出に用いた主な仮定

当社グループは、課税所得の見積りについては、将来の事業計画を基礎としており、重要な仮定は、売上計画の基礎となる売上成長率になります。

(c) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は翌連結会計年度の課税所得の見積りに依存するため、翌連結会計年度の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、その見積額の前提条件や仮定に変更が生じた場合には、繰延税金資産の取り崩しに伴う法人税等調整額の計上により、翌連結会計年度の損益及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

(2) のれんの評価及び持分法適用関連会社に関するのれん相当額の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	113,136千円
投資有価証券	499,097千円

※投資有価証券には、持分法適用会社に関するのれん相当額250,182千円が含まれています。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(a) 見積りの算出方法

連結貸借対照表に計上されているのれんは企業結合により識別したものであり、また、投資有価証券には持分法適用関連会社に関するのれん相当額が含まれております。

のれん及び持分法適用会社に関するのれん相当額について減損の兆候があると判断した場合には、残存償却期間の将来キャッシュ・フロー見積額（又は持分相当額）と帳簿価額を比較して減損の判定を行い、減損損失を認識することとしております。

(b) 見積りの算出に用いた主な仮定

減損の判定で必要となる将来キャッシュ・フローの見積りは、各社の事業計画をもとに算定しております。

(c) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

翌連結会計年度において市場環境の変化等の影響により、各社の事業計画の仮定に変更が生じることで、減損損失（又は持分法投資損失）が発生する可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 143,332千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 12,984,800株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年 8月13日 取締役会	普通株式	76,577	6.00	2025年 6月30日	2025年 9月16日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年 2月13日 取締役会	普通株式	89,430	7.00	2025年 12月31日	2026年 3月12日	利益剰余金

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- 普通株式 543,800株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき事業に必要な資金を銀行等金融機関からの借入、第三者割当増資等によって調達しております。また、資金運用については流動性の高い預金等に限定し、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、取引先企業との資本提携に関連する株式であり、投資先の業績変動リスクに晒されておりますが、投資先の業績については定期的に報告を受け、その内容を把握し、モニタリングしております。

差入保証金は、本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金は主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引相手ごとに期日及び残高管理を徹底することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(b) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券(注2)			
関連会社株式	499,097	520,115	21,017
(2) 差入保証金(注3)	127,642	97,799	△29,842
資 産 計	626,740	617,915	△8,825
(1) 長期借入金(注4)	1,162,811	1,128,153	△34,657
負 債 計	1,162,811	1,128,153	△34,657

- (注) 1. 「現金」は注記を省略しており、「預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 投資有価証券は、持分法適用の上場関連会社株式であり、差額は当該株式の時価評価によるものであります。
3. 連結貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額81,247千円であります。
4. 1年内返済予定の金額を含んでおります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
関連会社株式	520,115	－	－	520,115
差入保証金	－	97,799	－	97,799
資産計	520,115	97,799	－	617,915
長期借入金	－	1,128,153	－	1,128,153
負債計	－	1,128,153	－	1,128,153

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

関連会社株式（上場株式）は取引所の価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類していません。

差入保証金

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、そのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、アプリ運営プラットフォーム事業を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
月額利用料	4,942,916
その他	1,113,209
外部顧客への売上高	6,056,126

(注) その他の主なものはアプリの初期制作等で発生する各種導入支援であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、アプリ運営プラットフォーム事業において、顧客との契約から生じる収益は、サービスを継続的に提供することにより生じる「月額利用料」と、それに付随する初期制作収入等による各種導入支援の「その他」があります。

月額利用料についてはサービスを契約期間にわたり継続的に提供する義務を、その他については設定代行等のサービスを契約内容に従い、主に一時点に提供する義務を負っています。

当該収益は、顧客との契約に基づいて計上しております。また、主な支払条件は、月額利用料をサービス利用開始日が属する月の月末からおおむね1ヶ月で支払いを受けており、その対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	－	740,772
契約負債	－	36,186

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、期首残高は記載していません。

契約負債は、主に「Yappli」サービス提供における前受金に関連するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	36,186
1年超2年以内	－
合計	36,186

7.1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 220円68銭
(2) 1株当たりの当期純利益 71円90銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入に関する議案を2026年3月27日開催予定の第13回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度の導入は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、当社の取締役の報酬額の総額は、2020年3月27日開催の第7回定時株主総会において、年額500,000千円以内（但し、使用人分給与を含みません。）、また、これとは別にストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬の総額を年額1,000,000千円以内とご承認をいただいております（なお、ストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容は、2021年3月30日開催の第8回定時株主総会においてご承認をいただいております。）が、本株主総会では、かかる報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、本制度に係る報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本議案が承認可決された場合には、当社の取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬枠（年額1,000,000千円以内）を改定し、年額500,000千円以内へと減額することといたします。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

本制度に基づき対象取締役に対して付与される金銭報酬債権の総額は、年額500,000千円以内とします。また、本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の総数は年854,700株以内（ただし、本株主総会による決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限は合理的に調整されるものとします。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえ、取締役会において決定するものとします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ① 対象取締役は、当社の取締役会が定める期間（1年間以上とします。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の従業員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を導入する予定です。

9.その他の注記

(企業結合等関係)

取得による企業結合

当社は、株式会社チューズモンスターが発行する株式の過半数を2025年11月28日付で取得し子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社チューズモンスター

事業の内容 LINEミニアプリの開発・販売
LINE公式アカウントの運営支援

② 企業結合を行った主な理由

株式会社チューズモンスターは、「新しい顧客体験・注文体験を創造する」、「DXを推進し、全ての飲食店を持続的に幸せにする」をミッションに掲げ、主に飲食店を中心とした店舗のDXを支援するテクノロジーカンパニーであり、店舗運営における注文～決済～顧客管理における顧客接点をLINEミニアプリ上に統合し、新しい顧客体験や注文体験を創造する企業になります。当該企業結合により、近年著しい成長を遂げるLINEミニアプリ市場へ本格参入し、収益の最大化を目指すことから、今回の株式取得に至りました。

③ 企業結合日

2025年11月28日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

⑤ 結合後企業の名称

株式会社ヤプリフードコネクト (旧社名：株式会社チューズモンスター)

⑥ 取得した議決権比率

取得直前に所有していた議決権比率	—%
企業結合日に取得した議決権比率	51.4%
取得後の議決権比率	51.4%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得し、子会社化したためであります。

- (2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
みなし取得日が2025年12月31日であるため、該当事項はありません。
- (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
被取得企業の取得原価は130,194千円であり、その全額を現金により支払っております。
- (4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額
アドバイザリー費用等 7,195千円
- (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- ① 発生したのれん
113,136千円
 - ② 発生原因
今後の事業展開により期待される超過収益力であります。
 - ③ 償却方法及び償却期間
9年間にわたる均等償却
- (6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- | | |
|------|---------------|
| 流動資産 | 71,169 千円 |
| 固定資産 | <u>10,536</u> |
| 資産合計 | <u>81,705</u> |
| 流動負債 | 22,063 |
| 固定負債 | <u>26,463</u> |
| 負債合計 | <u>48,526</u> |

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,212,764	流動負債	819,834
現金及び預金	2,140,729	買掛金	30,896
売掛金	734,236	1年内返済予定の長期借入金	227,796
仕掛品	35,792	未払金	382,943
前払費用	306,351	未払費用	64,461
その他	1,210	未払法人税等	4,839
貸倒引当金	△5,556	契約負債	33,046
固定資産	1,469,878	預り金	75,852
有形固定資産	100,815	固定負債	907,010
建物	97,639	長期借入金	907,010
工具、器具及び備品	3,175	負債合計	1,726,844
投資その他の資産	1,369,062	(純資産の部)	
長期前払費用	40,719	株主資本	2,829,883
関係会社株式	629,036	資本金	58,886
繰延税金資産	490,406	資本剰余金	1,317,041
差入保証金	208,890	資本準備金	1,317,041
その他	10	利益剰余金	1,604,201
		その他利益剰余金	1,604,201
		繰越利益剰余金	1,604,201
		自己株式	△150,244
		新株予約権	125,914
		純資産合計	2,955,797
資産合計	4,682,642	負債純資産合計	4,682,642

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年 1 月 1 日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,056,126
売 上 原 価		2,029,841
売 上 総 利 益		4,026,285
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,136,325
営 業 利 益		889,959
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,392	
受 取 手 数 料	1,333	
協 賛 金 収 入	3,000	
受 取 和 解 金	1,525	
そ の 他	299	8,551
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,984	
支 払 手 数 料	2,248	
そ の 他	833	16,065
経 常 利 益		882,444
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	456	456
税 引 前 当 期 純 利 益		882,900
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,671	
法 人 税 等 調 整 額	△56,006	△49,335
当 期 純 利 益		932,235

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年 1 月 1 日から)
(2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	51,252	1,309,407	1,309,407	748,542	748,542	△267	2,108,935
当 期 変 動 額							
新株予約権の行使	7,633	7,633	7,633				15,267
剰余金の配当				△76,577	△76,577		△76,577
当期純利益				932,235	932,235		932,235
自己株式の取得						△149,977	△149,977
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							-
当期変動額合計	7,633	7,633	7,633	855,658	855,658	△149,977	720,948
当 期 末 残 高	58,886	1,317,041	1,317,041	1,604,201	1,604,201	△150,244	2,829,883

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	79,519	2,188,454
当 期 変 動 額		
新株予約権の行使		15,267
剰余金の配当		△76,577
当期純利益		932,235
自己株式の取得		△149,977
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	46,394	46,394
当期変動額合計	46,394	767,342
当 期 末 残 高	125,914	2,955,797

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

- ・ 建物 定額法を採用しております。
- ・ 工具、器具及び備品 定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 3年～18年
工具、器具及び備品 4年～10年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、アプリ運営プラットフォーム「Yappli」を提供しております。顧客との契約から生じる収益は、サービスを継続的に提供することにより生じる「月額利用料」と、それに付随する初期制作収入等による各種導入支援の「その他」があります。

「月額利用料」についてはサービスを契約期間にわたり継続的に提供する取引であると判断しており、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。

「その他」のうち、初期制作については設定代行等の一時的なスポット作業を完了することで、履行義務を充足する取引であると判断しており、一時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 490,406千円
- ② その他見積もりの内容に関する理解に資する情報
連結計算書類における会計上の見積りに関する注記と同様のため記載を省略しています。

(2) 関係会社株式の評価

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
関係会社株式 629,036千円
(注) 上記の内、株式会社ヤプリフードコネクトの帳簿価額は137,389千円、
フラール株式会社の帳簿価額は491,646千円であります。
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
関係会社株式のうち市場価格のない株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としております。当該関係会社株式の評価は、超過収益力を反映した実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。
実質価額の著しい下落の有無の判定においては、投資先企業の業績等の把握や事業計画等を考慮しております。将来において投資先の事業が計画どおりに進捗せず、超過収益力が見込めなくなった場合、翌事業年度の計算書類において関係会社株式の減損処理が必要となる可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 143,332千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権または金銭債務は次のとおりであります。
短期金銭債権 440千円
短期金銭債務 3,531千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	3,600千円
売上原価	17,980千円
販売費及び一般管理費	9,630千円
営業取引以外の取引高	100千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	209,034株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
未払事業所税	1,971
貸倒引当金	1,943
減価償却費	291,287
一括償却資産	1,505
未払賞与	23,481
ソフトウェア	57,964
税務上の繰越欠損金（注）	425,205
その他	19,870
繰延税金資産小計	823,230
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△71,046
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△261,777
評価性引当額小計	△332,823
繰延税金資産合計	490,406

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金	—	—	—	—	17,513	407,692	425,205
評価性引当額	—	—	—	—	—	△71,046	△71,046
繰延税金資産	—	—	—	—	17,513	336,646	354,159

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率が34.59%から35.43%に変更されます。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

7. 収益認識に関する注記

連結計算書類の連結注記表「6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	221円50銭
(2) 1株当たりの当期純利益	72円81銭

9. 重要な後発事象に関する注記

（譲渡制限付株式報酬制度の導入）

連結計算書類の連結注記表「8. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

株式会社ヤプリ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中山 博樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伏木 貞彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤプリの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤプリ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

株式会社ヤプリ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中山 博樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伏木 貞彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤプリの2025年1月1日から2025年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月24日

株式会社ヤプリ 監査役会

常勤社外監査役 丸 山 み さ え ㊟

社外監査役 石 川 大 祐 ㊟

社外監査役 伊 藤 真 愛 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー
41階オフィス
TEL 03-6866-5730



交通	東京メトロ 南北線	六本木一丁目駅	西改札より	直結
	東京メトロ 日比谷線	六本木駅	5番出口より	徒歩約6分
	都営地下鉄 大江戸線	六本木駅	5番出口より	徒歩約6分

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。